

くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～お金を支払ったのに商品が来ない～

《相談内容》

オークションサイトにデジタルカメラが出品されていた。気に入ったので落札し、サイトの指示通りに前払いで振り込んだ。しかし商品は届かず、メールでサイトに連絡しても返事がない。

《アドバイス》

インターネットオークションは居ながらにして、掘り出し物などを落札出来るなど便利です。反面、ネットの向こう側の相手の顔が見えないため、トラブルに巻き込まれやすく、相談のような「お金を支払っても商品が届かない」ケースのほか、「ネットで見た商品とは違う商品が届いた」、「届いた商品に傷がついていた」などのトラブルは、典型的な事例といえます。トラブルがあったときに、相手に内容証明郵便で対応を求めるという方法もありますが、肝心の住所が分からない場合は、手の打ち様がありません。

インターネットオークションは個人間の取引が多く、その場合は消費者を保護する法の適用を受けません。従って、信用できる相手かどうかをよく見極めることが大切です。

相手の名前や住所・固定の電話番号（携帯電話はダメ）が記載されているかを確認しましょう。出品者の評価やコメント欄も参考になります。万一の事に備え、返品等の取引の条件を十分確認し、取引の記録を印刷して保存しましょう。

また、前払いを要求する出品者は避けましょう。手数料はかかりますが、出品者と落札者を仲介して、商品と代金の受け渡しを第三者の業者が代行する、エクスローサービスを利用する方法もあります。



生活情報ファイル

～「見守り新鮮情報」のホームページが変わりました～

高齢者を狙った「悪質住宅リフォーム」や「次々販売」や聴覚障害者を対象とした「マルチ商法」など深刻な消費者トラブルなどを防止するには日頃からの周囲の見守りが大切です。

「見守り」に活用してもらうため、内閣府が平成18年から悪質商法の手口を伝えるメールマガジン「見守り新鮮情報」を発行していました。

平成20年4月から国民生活センターに業務がバトンタッチされ、ホームページも移設されました。登録する場合は、お間違いなく。

◆ 旧 内閣府（消費者の窓）

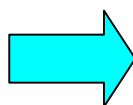
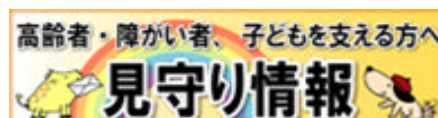
URL: <http://www.consumer.go.jp/>



◆ 新 国民生活センター「見守り情報」

URL:

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/>



くらしのまめちしき

～5月は消費者月間です～

今年の統一テーマは「活かそう 消費者・生活者の視点」

消費者月間は、1988（昭和63）年5月に「消費者保護基本法※」の制定20周年を記念し、開催されたのがはじまりです。（※平成16年に「消費者基本法」と名称が変わり現在に至ります。）

県内各地で消費者月間にちなんだ行事があります。

（開催日時順）

日時	場所	内容	お問い合わせ先
5/16(金)-17(土) 11:00～19:00	広島市 シャレオ 中央広場ほか	・音楽演奏, 啓発グッズの配布等 (5/16) ・消費生活展(2日間)	広島市 消費生活センター TEL:082-225-3329
5/21(水) 14:00～15:40	東広島市 東広島市民 文化センター アザレアホール	テーマ: 「悪質商法から身を守る～最近の消費者 トラブルの傾向と対策～」 講師:村 千鶴子氏 (弁護士, 東京経済大学教授)	東広島市 生活環境部市民生活課 TEL:082-420-0924
5/24(土) 13:00～15:00	三次市 みよしまちづくり センター	テーマ:「食の安全について」 講師:中国四国農政局広島農政事務所 勢村 裕二課長補佐, 日野 勝利係長	三次市 ひとづくり推進室 TEL:0824-62-6222
5/25(日) 時間未定	庄原市 会場未定	テーマ:未定 講師:市消費生活相談員	庄原市 市民生活部市民生活課 TEL:0824-73-1154
5/26(月) 13:30～16:00	広島市 県立総合体育館 地階 大会議室	テーマ: 「活かそう 生活者・消費者の視点 ～食の安全・安心を守るために～」 講師:日和佐 信子氏 (雪印乳業株式会社 社外取締役) ほか	広島県 環境県民局消費生活課 TEL:082-513-2731
5/26(月) 14:00～15:30	三原市 三原リージョン プラザ	テーマ:食の安全 講師:県尾三地域事務所職員	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072
5/29(木) 13:30～15:00	竹原市 勤労青少年ホーム 3階 軽運動場	テーマ:「裁判員制度について」 講師:広島地方検察庁から講師	竹原市 建設産業部産業文化課 TEL:0846-22-7745

（この表に記載されていない市町でも開催される予定です）

県の「消費生活室」が「消費生活課」に変わりました。

広島県の組織変更のため、平成20年4月1日「県民生活部 総務管理室 消費生活室」は、「環境県民局 総務管理部 消費生活課」に変わりました。

これに伴う、相談窓口等の電話番号及びファックス番号の変更はありません。

発行元:広島県生活センター（環境県民局 総務管理部 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先でご自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町）●●市役所（町役場）○階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として刊行していますが、印刷（A4判）しても使用できます。